



国立大学リスクマネジメント情報

2025(令和 7)年 10 月号

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

大学のリスクと国大協保険 ～ ⑥ 受託物損壊補償特約 ～

本号は、大学のリスクと国大協保険の連載の続きです。前号では、賠償系保険の基本であるメニュー1 総合賠償責任保険特約を取り上げました。本号では、メニュー1総合賠償責任保険特約では補償できない部分のうち、受託物を補償する特約について取り上げます。

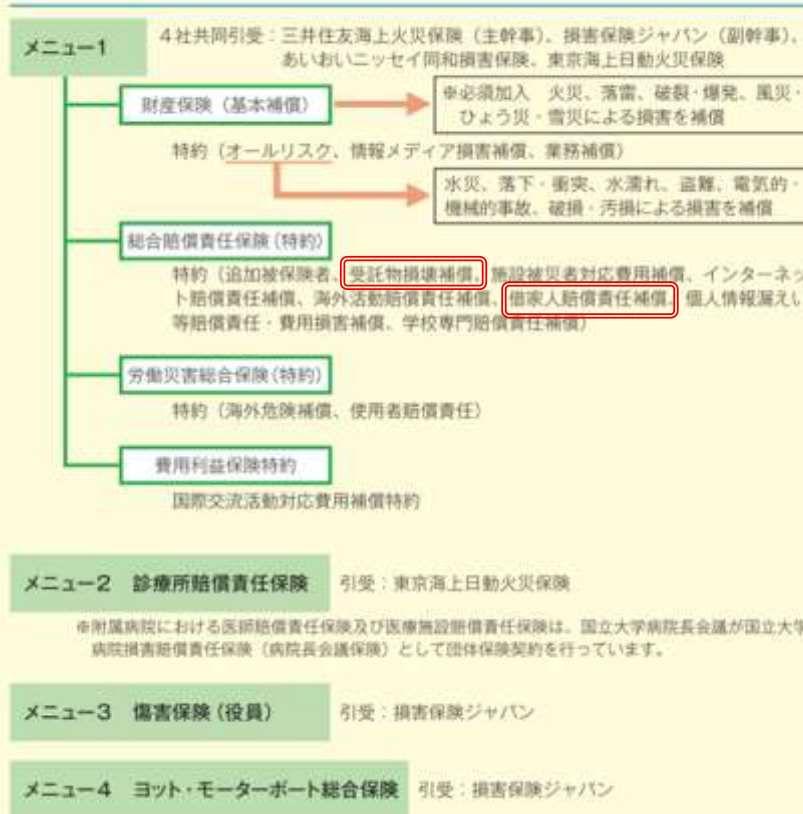
1. 受託物と保険

大学の活動中に、他大学や企業等から機器や建物を借用使用することがありますが、それらの物を保険の世界では「受託物」と呼びます。受託物とは他人から借用し占有管理している物です。このような物に損害を与えるリスクは、一般に他人の物に損害を与えるよりも格段に高くなります。例えば、共同研究先の研究室でコピー機を共用で使用するのとパソコンを占有して借り受けて使用するのでは、事故を起こして壊してしまうリスクは、後者の方が格段に高くなります。このため、一般の賠償責任保険では受託物は免責となっており、別の保険や特約を付ける必要があります。

国大協保険メニュー1の賠償系の保険の中で最も基本となるのがメニュー1総合賠償責任保険特約ですが、この特約でも受託物に係る賠償責任は免責となっています。

そのため、借用使用する機器等に係る賠償責任を補償する特約として受託物損壊補償特約が、借用使用する事務所や宿舍の賠償責任を補償する特約として借家人賠償責任補償特約が用意されています。

国大協保険の構成





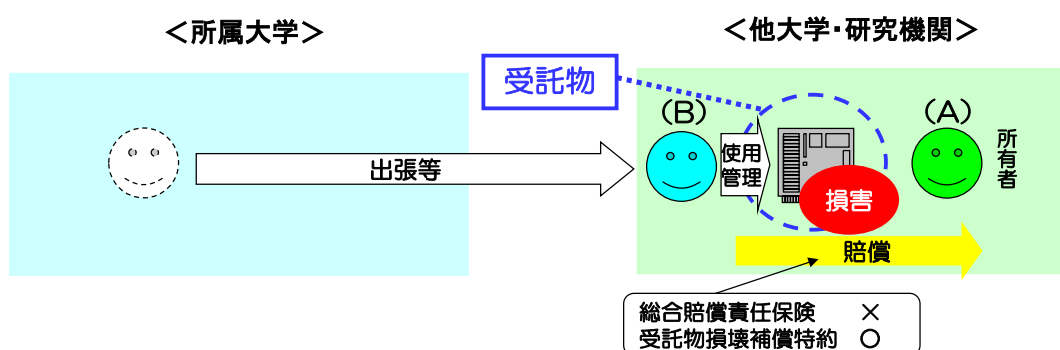
2. メニュー1受託物損壊補償特約

(1) 補償の基本－他機関で研究機器を利用する場合－

本号では、メニュー1受託物損壊補償特約についてご説明します。本特約の保険金をお支払いする場合は、以下のとおりです。

国立大学法人あるいは大学共同利用機関法人が、日本国内で 管理または使用する受託物を滅失、破損、汚損（以下、「損壊」といいます）、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、被保険者が所有、使用または管理している施設内の受託物は対象となりません。

研究機器等を借用使用する場合、学内で使用する場合と学外で使用する場合がありますが、本特約では、上記のとおり、「被保険者が所有、使用または管理している施設内の受託物は対象」になりません。教職員が他機関での機器の占有使用により賠償責任を負った場合を補償の基本としています。



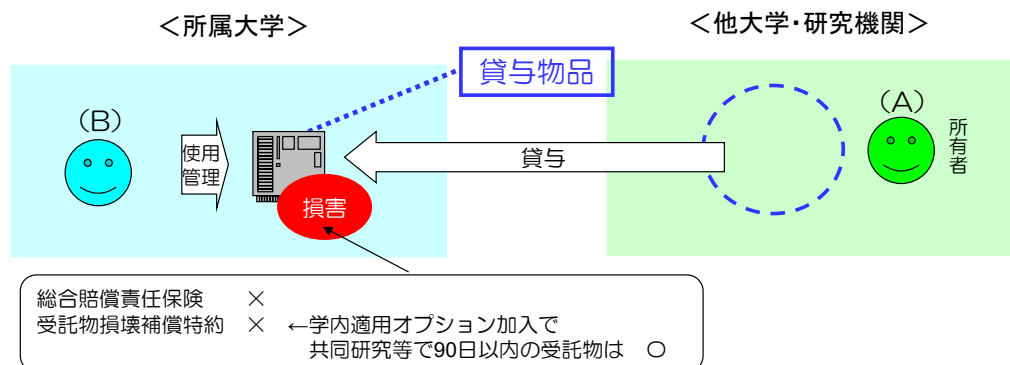
なお、他機関において、占有管理下でない施設・設備、すなわち受託物ではない物を損壊した場合の賠償責任については、利用の状況により総合賠償責任保険特約を適用することができるケース、本特約を適用できるケースがあります。適用の可否については、損壊の状況や占有利用が一時的な利用かといった状況をケースバイケースで判断することになります。





(2)学内適用オプション ―学内で他機関の研究機器を借用利用する場合―

他機関から借受けた研究機器を学内で使用する場合、前項(1)のとおり、本特約は適用されませんが、学内適用オプションに加入すれば、共同研究等の契約により、一時的(90 日以内)に借り受けて使用する研究機器については、補償対象となります。



(3)支払われる保険金

①損害賠償金

法律上の損害賠償請求に基づいて、受託物の所有者に対して支払う修理費用等が対象となります。価額は時価額が基本となります。

②損害防止、権利保全行使費用

発生した損害の拡大防止・軽減のために要した費用や他人に損害賠償の請求ができる場合、その権利を保全するために要した費用が対象となります。

③争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用で、保険会社の同意を得て支出したものが対象となります。保険会社の同意なしに大学が弁護士委任を行った場合には、費用の全額が支払われないことがありますので、ご注意ください。

④協力費用

事故解決にあたり、保険会社に協力するために要した費用となります。

(4)主な支払事故

年度	概要	保険金支払額
2023 年度	他機関の出張実験中に出張先の装置を損傷させたもの。	1,875 千円
2012 年度	大学院生が受入機関で実験中に半導体検出器のベリウム窓を破損。	1,195 千円
2019 年度	相手方建物内で借用したドローンを破損。	395 千円
2017 年度	他機関にて借用した振動試験装置を破損。	305 千円
2015 年度	出張講義を行っていた先方大学で使用していた光合成蒸散測定装置を破損。	83 千円



3. 受託物損壊補償特約と財産保険の明記物件

受託物の損害に対応するためには、これまで説明してきた受託物損壊補償特約に加入する方法と、もう一つ、対象の受託物自体を明記物件として申告しメニュー1財産保険(基本補償)・オールリスク特約の補償対象にする方法があります。

両者では事故が発生した際の保険金の支払いの算定の仕方が異なります。損害賠償は時価額を基本としているので、受託物損壊補償特約では保険金のお支払いも時価額となります。これに対し、財産保険(基本補償)・オールリスク特約での保険金のお支払いは取得価額となります。

また、財産保険(基本補償)・オールリスク特約の場合は、自然災害といった利用者に賠償責任が発生しない事故についても補償が可能になります。

学内で90日を超えて借用使用する機器は、受託物損壊補償特約の学内適用オプションの対象外となるため、損害に対応するには明記物件2として申告して財産保険(基本補償)・オールリスク特約の補償対象とする必要があります。

(参考) <受託物損壊補償特約と明記物件2の整理>

区 分		国大協保険の適用		
カテゴリー	(例)	大学施設内(屋外含む)		大学施設外 左記以外
		90日以内	90日超	
学内で ①補助金等により購入し、 ②所有権が交付機関にあるまま ③被保険者が占有管理して ④学内で使用する他人所有物	◆科学研究費等の補助金により購入した機器	明記物件2②として申告 財産保険(基本補償)・オールリスク特約適用 ※すべて含む場合はその後の取得は自動担保により申告不要		
学内で ①共同研究等の契約により ②被保険者が占有管理して ③学内で使用する他人所有物 で上記以外の物	◆共同研究契約の相手方企業の測定機器を借用し学内で使用	明記物件2②として申告 財産保険(基本補償)・オールリスク特約適用		
	◆リース契約により使用するサーバ等 ◆イベントのためレンタル契約により使用する音響機器	受託物損壊補償特約 学内適用オプション適用	明記物件2②として申告 財産保険(基本補償)・オールリスク特約適用	
他機関で 借用して占有管理する機器の損害	◆占有管理して使用する分析機器			受託物損壊補償特約適用 ※建物外除く
他機関で 占有管理することなく使用する備品等の損害	◆コピー機等を共同で使用			総合賠償責任保険適用

ただし、借用使用する機器の事故で起こりやすい操作ミスによる破損事故は、オールリスク特約の補償対象となりますが、試験・測定機器、産業機器、医療機器に分類される機器については、明記物件4として復活担保の申告を合わせて行い、割増保険料を支払っていないと補償されません。

高額な機器等の場合には、明記物件2と明記物件4の申告を行うのがベターです。もし国大協保険メニュー1での対応が難しい場合は、個別に市販の保険(動産総合保険や受託者賠償責任保険)に加入することをご検討ください。

(参考) <試験及び測定機器、産業機器、医療機器の事故と保険の適用の概要>

メニュー1財産保険(基本補償)		試験及び測定機器、 産業機器、医療機器	それ以外の動産
①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災、雪災		○	○
メニュー1オールリスク特約			
①水災 ②落下・衝突 ③水濡れ ④盗難		○	○
⑤電気的・機械的事故 ⑥破損・汚損		明記物件4の申告必要	○



2025. 9 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索>

<大学の管理・経営>

9. 18 ○大学をめぐる背任事件で逮捕・起訴された理事長が、不正支出で大学に損害を与えたとして、大学側がおよそ2億5000万円の損害賠償を求める訴えを地裁に起こしたと発表。2024年8月、大学が設置した第三者委員会は、理事長が大学の資金を不正に還流した疑いがあるとする調査報告を公表していた。

<事件・事故>

火災

9. 6 6日朝、○大学農学部で研究室を焼く火事があった。農学部1号館で火災報知器が作動、警備員が2階の研究室の隙間から煙を確認し、扉を開けたところ、室内に黒煙が充満していたため消防に通報。火はおよそ1時間後にほぼ消し止められたが隣の研究室にも燃え広がっていて、器材や家具などが焼けた。この火事によるケガ人はいなかった。

9. 9 ○大学付属病院で2015年、入院中の男性が亡くなったのは、担当医による血糖値の管理が不適切だったためとして、遺族が大学に慰謝料など3500万円の損害賠償を求めて地裁に提訴した。男性は11年から、持病の糖尿病性腎症のため、別の医療機関で血液透析を受けており、その後、病状が悪化したため、14年に緊急入院した。15年に左脚の手術を受けたが、低血糖性脳症による意識障害を起こし、誤嚥性肺炎で死亡した。

9. 11 ○大学病院で9月5日から病棟・診療棟の冷房のために冷水を作り出す3台ある設備のうち2台が故障し、入院患者の中には暑さのために体調不良を訴えている人が複数出ていることがわかった。およそ650人の患者が入院している。病院では復旧を進めるとともに、病室や廊下に扇風機を置いたり、患者に保冷剤を配ったりして対応しているが、設備が復旧するのは13日になる予定。

火災

9. 11 10日夜遅く、○大学農学部キャンパスの建物で火事があった。警備員から「農学部の本館北棟で火災報知器が鳴っている」と通報があり、消防車など12台が出て、火はおよそ50分後にほぼ消し止められた。鉄筋コンクリートの建物の6階にある研究室およそ21平方メートルが焼けた。ケガ人はいなかった。警察と消防は火が出た原因を調べている。

火災

9. 25 25日午後4時半頃、○大学の実験室で「実験に使用する機械が燃えている。初期消火に失敗した」と119番があった。約50分後に鎮火したが実験機械や排煙設備が燃え、女性が腕に軽いやけどを負った。警察や消防が出火原因を調べている。

火災

9. 28 28日午後2時15分ごろ、○大学で学生から「弓道場で何かが燃えている」と119番通報があった。弓道場に隣接した鉄筋コンクリート平屋の倉庫が全焼した。部員らが燃え尽きた蚊取り線香を倉庫内のごみ箱に処理しており、警察などは灰から出火したとみて詳しい原因を調べている。

<入試等関連>

9. 4 ○大学は、2024年10月に行われた入学試験に出題ミスがあり、不合格となった受験生1人を追加合格とすることを発表。試験は模擬授業を行った後、キーワードや記述式で授業内容を回答するものだったが、授業で使ったスライドの表記に誤りがあった。不合格となった受験生は、誤った表記を使って回答していた。入試を作成した教員が2025年7月に、入試内容を見直していた際に誤りに気づき、改めて採点した結果、合格点に達していた。大学は、すでに受験生に連絡し謝罪していて、今後、入学の意思確認を行うとしている。
9. 23 ○大学は、6日に実施した2026年度の一般と推薦入試で脱字や誤植の出題ミスがあったと発表。このうち、選択肢から選ぶ問題については、受験者全員を正解の扱いとした。いずれのミスも試験当日、監督官が気づいた。大学は22日、大学ホームページに対応について掲載した。

<情報セキュリティ>

9. 18 ○大学は、9月2日に大学が運営する大学院在学・修了生向けWebシステムに不正アクセスが行われた可能性について発表。大学では本件発覚後に当該システムを停止し、専門機関と連携して原因の調査と影響の確認を行った。調査の結果、サーバ内に不正ファイルが格納されていることが確認され、当該システムに登録されていた約450名の利用者の氏名・メールアドレスの個人情報漏えいした可能性があるという。大学ではすでに侵入の経路や不正な操作の範囲を特定しており、現時点で新たな不正アクセスは確認されていない。



9. 24 ○大学は、大学が管理する学務系総合システムのうち「掲示板システム」及び「メール配信システム」で一部のファイルが外部から閲覧・取得できる状態であったと発表。8月7日に、学内限りで利用すべきお知らせファイル1件が外部から閲覧可能であると指摘があり発覚した。調査したところ、掲示板システムに掲載していた当該ファイルが誤って学外公開の設定となっていて、当該フォルダのシステム設計に不備があったことが判明。この状態は、当該システムを導入した2011年から継続していたと推測される。当該フォルダに保存されていた544件のファイルには氏名や学生番号、連絡先などの個人情報が含まれ、うち1件は個人情報保護法上の要配慮個人情報に該当する情報も含まれていた。実際に個人情報が記録されていた人数は2539名であることを確認している。今後、全学的なシステムについて点検を行い、設計上の問題がないかを確認し、必要な改修を順次進める。
9. 29 ○大学は、18日頃から発生していた学内ネットワーク障害について、第三者による不正アクセスが原因であると確認した。学内LANへの接続が不安定、または利用できない状況が継続している。後学期の授業は開始済みで、オンライン教材の利用や資料印刷など一部業務に影響が出ているが、大学は代替の通信手段を確保し、授業運営への影響を最小化している。学生・教職員等の個人情報について、現時点で漏えいは確認されていない。

<ハラスメント>

9. 19 ○大学に留学していた女性2人が外国籍教員や日本人学生から体を触られるなどの性被害を受け、大学に相談すると「外国人同士の文化の違い」と結論づけ被害を認めなかったり対応しなかったりとして、大学運営法人や教員らに計約3000万円の損害賠償を求めて地裁に提訴した。
9. 25 ○大学附属病院の元職員が10年前からおよそ2年間、教授や准教授などから事実に基づかない繰り返しの叱責や急な業務の変更による長時間労働を強いられるなどのパワハラを受けたと主張して、大学に対し500万円の賠償を求めた裁判で、地裁は「業務に関する報告書の提出を求める際、指導を逸脱した辛辣なコメントが複数回あった」などとして、一部の行為に対してパワハラがあったと認め、50万円の支払いを命じる判決を言い渡した。
9. 30 ○大学は、教授が2024年1月から秋ごろまで、学生1人に対して人権を侵害したり、研究と就職活動の両立を妨害したりする発言を繰り返すアカデミックハラスメントをしたとして停職3カ月の懲戒処分にしたと発表。学生が学内の窓口で相談して発覚。教授は発言内容をおおむね認めている。

<学生・教職員の不祥事>

9. 1 ○大学の准教授が懇親会で飲酒したのち、自転車を運転して帰宅中に、警察の飲酒検問を受け、酒気帯び運転により検挙された。その後、簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受けたとして停職14日の懲戒処分。
9. 3 ○大学の学生が面識のない大学生が乗っていた軽乗用車のドアを突然開け、服をつかんで車外にひきずり出したうえ、車を奪ったとして強盗の疑いで逮捕。警察がパトカーで学生の運転する車を追跡し、逮捕した。逮捕時、学生の呼気からは基準値の3倍を超えるアルコールが検出された。学生は、容疑を認めている。
9. 4 ○大学の学生が市道で酒気帯び運転をしたとして道路交通法違反の疑いで逮捕。学生は側溝に脱輪し、車体がひっくり返る単独事故を起こした。警察官が駆け付けたところ、学生の呼気からは基準値の3倍以上のアルコールが検出されたことから現行犯逮捕した。学生は、容疑を認めている。
9. 6 ○大学の講師が商業施設内の駐車場で、面識のある女性の左頬を平手打ちする暴行を加えたとして暴行の疑いで逮捕。
9. 9 ○大学の外国籍の学生が大阪・関西万博の公式キャラクター「ミャクミャク」などがプリントされたTシャツ3枚を販売目的で所持し、商標権を侵害したとして商標法違反の疑いで逮捕。学生は「偽物と分かっているのに、売るために持っていた。6月くらいから売り始めて100枚ぐらい販売した。仕入れ代を差し引いて10万円ほどもうけた」と容疑を認めている。
9. 10 ○大学の学生が宿泊施設で飲酒して熟睡していた面識のある女性に性交をしたとして不同意性交の疑いで逮捕。学生は容疑を認めている。
9. 10 ○大学の学生が未成年と知りながら少女と交流サイト(SNS)を通じてやり取りし、自宅に滞在させて誘拐したとして未成年者誘拐の疑いで逮捕。少女の母親が警察に行方不明届を出し、路上で2人が一緒にいるところを発見した。
9. 11 ○大学の大学院生が運転していた軽乗用車で駅前の横断歩道を歩いていた女性をはねたとして過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕。女性は左肋骨の骨折などの重症。大学院生は容疑を認めている。
9. 11 ○大学附属病院の看護師が2023年12月から2024年1月までの間に、当時中学生で15歳だった少女に対し、性的暴行に及び、その様子をスマートフォンで動画撮影したほか、少女に対し「他人に動画を見せていいの、いやなら会え」という旨のメッセージを送り、面会を強要したものの未遂に終わったとして不同意性交等・性的恣態等撮影・強要未遂などの疑いで逮捕。
9. 12 ○大学の学生が福岡から下関までカラーコピーされたようなニセの乗車券で高速バスに乗ったとして偽造有価証券行使と詐欺未遂の現行犯で逮捕。学生は「運賃箱にニセの乗車券を入れた」と認めている。バス会社はこれまでに数回、ニセ乗車券が使われて警察に被害の相談をしていた。
9. 12 ○大学附属病院に勤務していた助産師が2024年12月から2025年1月までの間、入院患者1人と同僚の看護師や助産師8人から計およそ現金23万5千円を盗み、防犯カメラの映像などから助産師の犯行が判明した。助産師は犯行を認め被害額を全額弁済し4月末、依願退職しているが、大学は被害人数の多さや患者から金を盗んでいることから今月10日付で懲戒解雇処分。



9. 16 ○大学は、准教授が共同研究先の企業から金銭を受け取ったり、接待を受けたりし、職務上の秘密を漏らしたとして諭旨解雇の懲戒処分にしたと発表。
9. 16 ○大学附属病院の医師が国道で酒気帯び運転をして、電柱に衝突する単独事故を起こし、知人に身代わりを依頼して事故の申告をさせたとして酒気帯び運転と犯人隠蔽教唆の疑いで逮捕。事故は、駆けつけた警察官に同乗していた知人が「自分が運転していた」と申し出たが、ドライブレコーダーや目撃者の情報などから医師が運転していたことが分かった。
9. 19 ○大学の学生が未明、正当な理由がないのに整形外科病院に侵入したとして建造物侵入の疑いで逮捕。看護師が病院内を歩いている学生を発見し、病院の警備員から警察に通報があった。学生は「酔った流れで入ってしまった」と容疑を認めている。
9. 22 ○大学の教授が駐車場で、乗用車4台のボンネットに何らかの方法で線状の傷を付けたとして器物損壊の疑いで逮捕。被害者からの届け出があり、防犯カメラの捜査などで教授が浮上した。
9. 22 ○大学の大学院生が2024年3月、当時住んでいた自宅で16歳未満であることを知りながら、女子中学生とみだりな行為をしたとして不同意性交等の疑いで逮捕。女子中学生の母親が警察に相談して事件が発覚し、SNSの通信内容や女子中学生への事情聴取などから大学院生の関与が浮上した。
9. 24 ○大学の学生が元交際相手の女性の首を手でひっかくなどの暴行を加え、ケガをさせたとして傷害の疑いで逮捕。学生は容疑を認めている。
9. 25 ○大学の大学院生が2025年2月～5月、アルバイト先の学習塾の教室で、教え子の女子中学生2人に対して、衣服の上から自身の下半身を押し当てたり、身体を触ったりするわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで逮捕。
9. 26 ○大学は、附属小学校の教諭が女性の家に正当な理由がないのに侵入した住居侵入容疑や性的姿態等撮影容疑で逮捕・起訴されるなどして現在裁判が行われているが、大学では本人の証言で事実と認められたとして懲戒解雇処分。

<不正行為>

9. 26 ○大学の教授が、部下の医師に対し、勤務条件についての不適当な発言や勤務確認を怠るなどの不適切な行為を行ったため、この部下の医師が勤務実態に見合わない給与を不当に受給していた不祥事を招いたとして戒告の懲戒処分。

火災防止チェックリストを使ってください！！>

研究室、事務室における火災防止のための基本的な項目をエクセルのチェックリストにしました。

添付の解説書を読むことでなぜチェックが必要か理解できます。

大学の火災事故が増えています！！点検を行ってください！！

入手はこちら ⇒ https://www.janu-s.co.jp/fire_accident.html





海外三二情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

＜ 米: 政府から各大学に対し大学の順守すべき方針と政府の支援に関する合意締結を提案 ＞

アメリカでは 10/1 に教育長官から公私立の中核的な 9 大学宛に Compact for Academic Excellence in Higher Education という合意文書案が送付され、10/20 までの回答が求められました。合意文書案は、入学選抜や教職員雇用における人種・性別等の考慮の禁止、オープンな議論環境の維持と保守思想を攻撃する組織の廃止、教職員の大学を代表する立場での政治的行動・発言の禁止、生物学的基準による性別判断、授業料の 5 年間凍結、外国人学生比率 15% の上限設定などを規定し、これらを順守する大学には連邦政府の補助金などの優遇が与えられるとしています。また、大学はこれとは違うモデルを展開する自由があるが、その場合連邦政府の支援の放棄を選択することになるとしています。この提案は 10/14 には全大学に拡大されました。トランプ大統領は 10/12 に x に、アメリカの大学はかつて偉大な資産であったが、近年は社会主義的・反アメリカ的思想で若者と社会を腐敗させるようになっており、政府は速やかな改革を実行して偉大さを取り戻すと投稿しています。

この提案に対しては、多くの大学関係者から学問の自由・大学の自治の侵害として反発があり、10/10 の MIT をはじめ、ペンシルバニア大学、バージニア大学など多くの大学が期日までに明確な拒否を表明しています。ACE、AACU などの代表的な 35 の大学団体も 10/17 に政府に対して提案の撤回を求める共同声明を公表しています。

しかし、テキサス大学オースティン校は提案の時点で選ばれたのは光栄だと好意的コメントを出した後現在まで態度を明らかにしておらず、ヴァンダービルト大学は政府との意見交換を継続する態度を示しているなど、各大学の対応は一様ではありません。政府としては 1 大学でも合意に至れば成功であり、今後も圧力を継続し続けるのではないかと見られています。

<https://edition.cnn.com/2025/10/02/politics/white-house-higher-education-compact-federal-funding>

<https://thepienews.com/trump-expands-preferential-funding-offer-to-all-us-colleges/>

<https://x.com/TrumpDailyPosts/status/1977466889657061506>

<https://www.insidehighered.com/news/governance/executive-leadership/2025/10/10/mit-rejects-proposed-federal-compact>

<https://www.acenet.edu/News-Room/Pages/Statement-Trump-Administration-Compact.aspx>

<https://www.chronicle.com/article/many-colleges-have-turned-down-trumps-compact-now-some-are-willing-to-talk>

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20251022163832981>

<https://www.timeshighereducation.com/news/universities-blanking-trumps-compact-win-win-white-house>

＜ 豪: 議会及び政府による大学のガバナンス改革の要請 ＞

オーストラリアの大学のガバナンスについては、近年、教職員に対する給与の過少支給やいじめ、意思決定の不透明さ、コンサルタントの過度の利用、学長の高額給与などの問題が、与党労働党を中心に指摘されてきました。オーストラリア国立大学においては、昨年秋に就任した vice-chancellor が教職員給与削減などの計画を情報統制下で関係者に圧力をかけながら進めようとしていたなどの批判を受け 9/11 に辞意を表明しました。

そうした中で、連邦議会上院の教育雇用委員会は本年 1 月に開始した調査の中間報告を 9 月に提出し、コンサルタント経費の情報公開や重要事項の決定前の教職員との十分な調整など 12 項目の勧告を行うとともに、大学執行部は無責任体制で成果を出していないのに高額給与を得ていると厳しく指摘しました。

さらに、政府の委嘱した専門家委員会は 10/18 に、説明責任と透明性、理事会への教職員・学生代表の参画、教学組織の自律性、公正な労働と報酬などの 8 つの原則を示しました。教育大臣は、各大学はこの原則への適合性について、毎年高等教育質保証機関 TEQSA に対し、if not, why not(もし適合していないならなぜか)の形で報告することを義務付けられるとしています。また、vice-chancellor の給与については政府が関係機関と協力して新たな枠組みを作ることとしています。



労働組合関係者はこれらの動きを歓迎しつつも、大学に原則順守を義務付けることが望ましいと述べています。

<https://theconversation.com/there-are-new-plans-to-fix-how-universities-will-run-but-will-they-work-267859>

<https://www.timeshighereducation.com/news/removal-anu-v-c-sets-precedent-political-meddling>

<https://www.timeshighereducation.com/news/chaos-reigns-consequence-free-councils-says-senate-report>

<https://ministers.education.gov.au/clare/improving-governance-our-universities>

<https://www.timeshighereducation.com/news/australian-university-governance-proposals-dont-go-far-enough>

< 台湾: 学生のメンタルヘルス休暇を導入する大学が拡大 >

台湾では今年学生のメンタルヘルス休暇を導入する大学が全体の9割以上の135校となり、2022年の11校から急増しています。その内容は各大学の定めによりますが、通常学生は毎学期3-5日間程度心理的理由による休暇を取得できるというものです。国立台湾大学は2023年に毎学期3日までの休暇を導入しました。学生は書類提出なしに申請できますが2回申請があると自動的に学生部とカウンセリングセンターに通報され、学生に一息つく機会を与えるとともに、大学に学生のニーズについて注意喚起をすることになります。申請者は毎月400-500人、毎学期の申請件数は1500-2000件に上ることです。

教育省は昨年メンタルヘルス休暇に関するガイドラインを制定し、他の休暇とは別に最低3日間与えることが望ましいとしています。また、学生補導法の昨年の改正により、大学におけるカウンセリング・スタッフの必要数は学生1200人当たり1人から900人当たり1人に引き上げられ、教育省は所要の追加雇用を補助しています。国立台湾大学は心理学者やソーシャルワーカーを含め40名のフルタイムのカウンセラーを雇用しているとのこと。

<https://www.timeshighereducation.com/news/taiwanese-universities-increase-mental-health-leave-students>

<https://www.taipetimes.com/News/taiwan/archives/2025/09/29/2003844626>

<https://www.taiwannews.com.tw/news/6209704>

< 大学マネジメントに役に立つ! >

情報誌合冊版 国立大学リスクマネジメント情報 2014.12-2021.12



< 目次 >

I. ニュースから見た大学のリスク

II. 国立大学と損害保険

III. 国立大学リスクマネジメント情報

一冊 2,000 円(消費税込) 送料別

弊社 HP からお求めください。<https://www.janu-s.co.jp/books.html>

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 25. 9月 大学のリスクと国大協保険
～ ⑤総合賠償責任保険特約 ～
- 25. 8月 火災事故低減に向けた対策 (3)
- 25. 7月 高圧ガスの危険と安全対策
- 25. 6月 大学のリスクと国大協保険
～ ④賠償事故に対する保険適用の基本
の考え方 ～
- 25. 5月 大学のリスクと国大協保険
～ ③自然災害、火災以外の財産被害 ～
※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス

協力 三井住友海上火災保険株式会社

東京都千代田区神田神保町一丁目41番地